

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: [REDACTED]

主たる事務所の所在地: [REDACTED]

記載年月日(総会承認日)		平成26年6月19日	平成27年6月29日	平成28年5月30日	
報告受理日		平成26年6月6日	平成27年6月10日	平成28年4月21日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	12.3	12.3	12.3	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	軽種馬育成	軽種馬育成	軽種馬育成	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
	①～⑥以外の者	⑦			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備考					

苫 農 第 110 号
平成28年5月2日

苫小牧市農業委員会
会長 丹羽 秀則 様

苫小牧市長 岩倉 博文



農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について

このことについて、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

農業委員の選出方法については、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制となることから、農業委員の定数は政令に基づき条例で定めることとなります。

また、農業委員とは別に各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設され、こちらの定数も政令に基づき条例で定めることとなります。

つきましては、苫小牧市条例に規定します農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、貴委員会の意見を求めます。



平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 北海道
 農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 法令事務に関する点検 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	農業委員会ホームページで周知
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	7日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会のホームページで公表及び事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 0 件、うち許可 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3人以上の農業委員で現地調査を行い、必要に応じて申請者双方から説明を受ける。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、申請1件ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務(農業委員会許可又は意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 2 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3人以上の農業委員で現地調査を行い、必要に応じて申請者双方から説明を受ける。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、申請1件ごとに審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		7 法人
	うち報告書提出農業生産法人数 (未提出1法人は設立1年未満)		6 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		2 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		2 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	-	
	対応方針	-	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	-	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 11 件 公表時期 平成28年1月 情報の提供方法 : 農業委員会ホームページに掲載
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 13 件 取りまとめ時期 平成28年3月 情報の提供方法 : 農業委員会ホームページに掲載
	是正措置	-
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,500.2ha 整備方法: 電子処理システムを導入し整備。 データ更新 : 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新
	是正措置	-

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	無
農地転用に関する事務	無
農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務	無
農業生産法人からの報告への対応	無
情報の提供等	無
その他法令事務に関するもの	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
(平成27年3月現在)	1,500.2 ha	0 ha	0 %
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あっせん活動の充実が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	0.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のIの(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	18人	11月～1月
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。		
	遊休農地への指導	実施時期： 月～月		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	18人	11月～1月
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び今年度から未耕作地となったと思われる農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定した。		
	遊休農地への指導	実施時期： 月～月		
	指導件数： 件	指導面積： ha	指導対象者： 人	
	遊休農地である旨の通知	件数： 件	面積： ha	対象者： 人
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数： 件	面積： ha	対象者： 人	
その他の取組状況	農業委員、事務局職員による日常的な農地パトロール及び情報収集の実施			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標としては妥当。
活動に対する評価の案	農地利用状況調査実施及び農地所有者への啓蒙、あっせん活動の一層の充実が必要

(5) 地域の農業者からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標としては妥当。
活動に対する評価	農地利用状況調査実施及び農地所有者への啓蒙、あっせん活動の一層の充実が必要

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	65戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	24戸	25経営	－法人	－団体
	農業生産法人数	5法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	0法人	0団体
実 績 ②	0 経営	0法人	0団体
達 成 状 況 (②/①×100)	%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。	－	－
活動実績	活動の結果、新たな認定はなかった。	－	－

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	新規就農した農業生産法人が新たな認定農業者となっており、妥当な目標である	－	－
活動に対する評価の案	意欲ある農業者の情報収集による新規認定の推進と確実な再認定の推進活動が必要である。	－	－

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	新規就農した農業生産法人が新たな認定農業者となっており、妥当な目標である	－	－
活動に対する評価	意欲ある農業者の情報収集による新規認定の推進と確実な再認定の推進活動が必要である。	－	－

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,500.2ha	732.9ha	48.9 %
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
20 ha	54.6 ha	273.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	新規就農希望者及び既営農者に対し、利用集積可能な農地を推薦し、農地所有者に対し紹介活動を実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得た上で紹介活動を行ったことで目標達成できた。
活動に対する評価の案	アンケート等で農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得た上で紹介活動を行ったことで目標達成できた。
活動に対する評価	アンケート等で農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,500.2 ha	違反転用面積(B) 0 ha	割合(B/A×100) 0 %
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
活動実績	農地転用制度について、ホームページ等で周知するとともに、8月から11月の間に全農地の利用状況調査を実施し、早期発見と未然防止に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロールの強化による未然防止と早期発見・指導が効果を上げたと考える。
活動に対する評価の案	農地所有者への農地転用制度の一層の周知及び日常的農地パトロールの継続が必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	農地パトロールの強化による未然防止と早期発見・指導が効果を上げたと考える。
活動に対する評価結果	農地所有者への農地転用制度の一層の周知及び日常的農地パトロールの継続が必要。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：北海道

農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,487.5 ha	遊休農地面積(B) 0 ha	割合(B/A×100) 0.00 %
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あっせん活動の更なる充実が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 0 ha		
		目標案設定の考え方：現在遊休農地はない。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期
		8月～11月		11月～1月
		調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。	
	遊休農地への指導	実施時期：12月～1月		

※1 目標案は、1年間に(1)の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

(3) 地域の農業者からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見を踏まえた平成28年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 0 ha		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期
		8月～11月		11月～1月
		調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。	
	遊休農地の利用意向調査	実施時期：12月～1月		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	65戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	24戸	22経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	7法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成28年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	2経営	0法人	0団体
	目標案設定の考え方 : 新規就農希望者や農業後継者の動向より設定		
活動計画案	(認定農業者) 農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成28年度の目標及び活動計画

目 標	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	2経営	0法人	0団体
	活動計画 (認定農業者) 農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,487.5ha	787.5ha	52.9%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問などにより理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 20 ha
	目標案設定の考え方 : 過去の実績と農業者等の意向から設定。
活動計画案	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※1 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成28年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 20 ha
活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,487.5ha	違反転用面積(B) 0ha	割合(B/A×100) 0%
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0 ha
	目標案設定の考え方 : 農業者等への周知を図るとともに農地利用状況調査等を徹底する。
活動計画案	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をど程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成28年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 0 ha
活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。